

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 19 日

各

都 道 府 県
特 別 区
保健所設置市

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その 27）

標記については、令和 2 年 11 月 5 日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、シンガポール当局との協議を踏まえ、シンガポール向けに輸出される食鳥肉について、広島県、和歌山県、岡山県及び滋賀県で生産及び処理されたものの輸出検疫証明書の交付を再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾並びに英国及び欧州連合向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

(別紙)

1 国別の対応

(1) 香港、ベトナム、シンガポール及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産及び処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾並びに英国及び欧州連合

全国において衛生証明書の発行停止。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
香川県	
福岡県	香港向け：令和2年11月2日以前又は 令和3年3月5日以降 ベトナム向け：令和3年3月1日以降 シンガポール向け：令和3年3月1日以降 マカオ向け：令和3年3月1日以降
兵庫県	香港向け：令和2年11月3日以前又は 令和3年3月5日以降 ベトナム向け：令和3年3月4日以降 シンガポール向け：令和3年3月4日以降 マカオ向け：令和3年3月4日以降
宮崎県	

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
奈良県	香港向け：令和2年11月14日以前又は 令和3年3月15日以降 ベトナム向け：令和3年3月12日以降 シンガポール向け：令和3年3月12日以降
広島県	ベトナム向け：令和3年3月18日以降 <u>シンガポール向け：令和3年3月18日以降</u>
大分県	香港向け：令和2年11月18日以前又は 令和3年3月15日以降 ベトナム向け：令和3年3月12日以降 シンガポール向け：令和3年3月12日以降
和歌山県	ベトナム向け：令和3年3月14日以降 <u>シンガポール向け：令和3年3月14日以降</u>
岡山県	ベトナム向け：令和3年3月18日以降 <u>シンガポール向け：令和3年3月18日以降</u>
滋賀県	ベトナム向け：令和3年3月15日以降 <u>シンガポール向け：令和3年3月15日以降</u>
高知県	
徳島県	
千葉県	
岐阜県	
鹿児島県	
富山県	
茨城県	
栃木県	